

松川水原太陽光発電所の一部内容変更についての再意見に対する回答(公開用)

(1) 工事について

No.	内容	回答
1	工事はストップではなく継続中ですか？	【NTTアノード】 ご指摘頂いている点は3/15付で事業区域が第一から第二発電所に入れ替わった工区のことを指していると理解しました。同工区はそれまでに伐採伐根が進んでいたことから、行政と相談の上、防災対策工事までは進め、以降の工事はストップしております。
2	「調整池」は洪水調整が主たる目的で、土砂災害防止は副次的目的。 「沈砂池」は水質汚濁防止が主たる目的となるので、用語の使い方に注意が必要。	【NTTアノード】 失礼いたしました。気を付けて対応いたします。
3	設計では長期安定になるため当然、事業者の回答のとおりだが、土砂の切り盛りをすれば当然、土砂災害への懸念が高まる。 この質問は、そのような施工時の短期安定に対する懸念で回答が的を射ておらず、「安全施工」の一語で片づけられてしまっている感想を持った。 施工の上で一時的に生じる状況や、それらに対して技術的に留意する点、それらがどうして安全性の確保になるのか、といった事柄を示す必要がある。 なお、協議会ではこれらの事項について、協議会後の設計に進んだ段階で、継続して(梅村副会長に)示すことになったと記憶しているが、新規事業者には伝わっていないように感じている。	【NTTアノード】 ご指摘ありがとうございます。設計説明ができていなかったことからこの質問を借りて説明します。(別紙1(非公開)参照) 工事会社と連携してより安全な造成計画にするべく再検討しました。当初計画では調整池の掘削で発生する土量を1～2箇所に盛土していたことから最大20mの高さで計画しておりました。重要な点として盛土の絶対値を減らすことと考え、発生する土量を全体に引き均す計画に変更し、盛土高は最大7mになる想定です。また、盛土高を下げることに加え、傾斜を緩やかにすることも重要あることから前述の調整池掘削の土量も含め事業範囲全体を整地・転圧し、傾斜を緩やかにします。これにより動かす土量は多くなりますが、雨水の流速が遅くなるため、より安全な造成計画になると理解しております。 なお、これらの工事で土を移動する際、やむを得ず一時的に盛土高が計画を超えたり、掘削面が計画よりも深くなったり不安定な土地状態が出現することがあるかもしれません。そのような状態が生じないよう気をつけますが、万一生じた場合には、その状態にある期間をできるだけ短くするとともに、それらの期間に降雨が予想される場合には必要に応じてシートで覆うなどの防災対策に努めます。 同計画について再エネ協議会の梅村副会長にご了解頂いております。今回お示しできるのは伐採後の測量が完了している第一サイトのみであることから第二サイト着工後同じ方針で測量・設計し、同設計結果を梅村副会長にご確認頂く予定です。
4	NTTアノードと電話で話し、木材チップについて表流水の一時保水の目的を達成できれば、事業者様の経験に基づいて量を減らしたり、なくしたりすることは問題ないと判断している。 ※梅村副会長からの意見	【NTTアノード】 ご意見ありがとうございます。表流水の一時保水の目的を達成するよう工事会社と連携して対応をします。チップが流れてしまうような傾斜地にはチップ散布ではなく、種子散布など別の対策を行うことでご意見のとおり梅村副会長にご了解頂いております。
5	土砂災害防止について、以下No.4～No.6の意見の点に留意していただきたい。 個々の施設に係る設計や施工は、種々の基準やマニュアルに沿って実施され、 <u>オーソライズされた(※)</u> 根拠に基づくことになるので、現段階では異議はない。 ※オーソライズされている：正当に認められている、公的に整備されている	【NTTアノード】 ご指導了解いたしました。

6	住民の方々は、事業者や行政機関に比して視座が河川計画に近く、巨視的で、当該地を含む水原川流域全体の調和が乱され、洪水、土砂災害が発生することを危惧している。No.4のようないわゆる「虫の目(※1)」的視座と住民の方々の「鳥の目(※2)」的視座での懸念と結びつきに係る「魚の目(※3)」での説明を心がけるよう意識しないと理解して頂けないと感じています。 ※1 虫の目：構造物個々の設計のこと ※2 鳥の目：防災上の観点から見た流域全体のバランスの維持 ※3 魚の目：個々の構造物を組み合わせた群としての検討に係る部分	【NTTアノード】 今後実施される地元説明会において丁寧な説明を心掛けご理解いただけるように努めます。
7	従前から、当該地が地すべり地形を呈することから、特に第三調整池、および、盛土①付近の施工について、地すべり防止の観点からの注意するようお願いしているが、新規事業者には、ほとんど伝わっていないと思われる。 事業を進める上で地すべりの監視もかねるメリットを生かすことを、事業者にも行政機関にも重ね重ねお願い申し上げる。	【NTTアノード】 ご指摘の地域に限らず、注意深く施工を行うよう施工会社並びに事業者側現場代理人に周知徹底いたします。また、地すべりの監視について保守会社にも周知徹底し、予兆の把握に努めます。
8	・現場視察 場外搬出はない 指摘後停止となっているが？ ・場外搬出された木材は6.25%以下との説明ですが、90%はすでに場外搬出しており太い木はないと思った。4～8cmのチップは無理だと思う。 ・回答(1)2「それはバイオ燃料になると工事会社が言った」に対し、今後バイオ燃料にするのか否か、全てチップにし、事業地に撒くのか回答していないのではないか。	【NTTアノード】 伐採木は指摘後、場内仮置きいたしております。 場外搬出は、伐採工事初期であり、ご説明のとおり場外搬出は6.25%以下です。現在は伐採各所に仮置き中です。必要量は確保可能と判断しております。 上記No.3の質問・回答のとおり、「表流水の一時保水の目的を達成できれば、事業者様の経験に基づいて量を減らしたり、なくしたりすることは問題ない」とご助言を頂き、工事会社と連携して対応することで梅村副会長にご了解頂いております。 上記No.3の質問・回答のとおり、傾斜地にはチップ散布しない想定であることから必要量を超えるチップが発生する場合は場外搬出させて頂く予定です。
9	回答(2)No.2②「チップ化」実施は、令和2年10月6日に農業委員16名及び農地利用最適化推進委員7名が参加した現地視察の際にも、災害(水害)対策として話がなされていたもので、農業委員会の総会等の場においても「チップ化」については、農業委員会事務局から話をしている状況。こうした中今回の回答では内容的に十分ではないため(「一層の管理体制の強化」と「定例会議の充実」は当然の対応であるので)、この2つについて「現状」及び「変更内容(体制の強化、定例会議の充実)」が具体的にわかるように明示すること。	【NTTアノード】 EPC(工事施工会社)の管理監督体制を強化するため、5月のGW明けより工事監理の専門会社から1名現場監督員(コンストラクションマネージャー)を常駐させております。 これまではEPCからの日報による状況把握でしたが、コンストラクションマネージャーからの日報も受け、状況把握に努めてます。定例会議については月1回行っておりましたが、週1回に増やし、事業者と工事会社間の情報共有の充実化を図りました。
10	①パネル設置下地造成、樹木の伐採、これらの施工現場において、受注施工会社は、施工管理技術者の設置届出等の義務は、ありやなしや。 ②また、再エネ法においては、規定はあるのか。または一般の建築業法での対応となるのか確認したい。	【NTTアノード】 ①元請である坪井工業(株)にて建設業法に基づき 施工を統括監理する監理技術者として監理技術者資格保持者で 国家資格1級土木施工管理技士を選任し常駐させております。また下請けで土木工事を担当する業者においては同じく建設業法に基づく 担当工事の施工管理をおこなう主任技術者として 国家資格1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士または同等の経験と技術を持ったものを選任して工事の施工管理を行っています。 【事務局】 ②再エネ法においては、施工技術管理者の設置についての規定はありません。

(2) 地上権設定契約について

No.	内容	回答
1	第1条1. 1「…再生可能エネルギー電気の促進に関する法律(以下「農山漁村再エネ法」という。)第9条第2項に基づき農地法第5条第1項の許可があつたものとみなされる場合を含む。)(以下、「本農地転用という。」の取得を条件として、…」において、 ・括弧の引用がおかしい。 ・「農山漁村再エネ法第9条第2項に基づき農地法第5条第1項の許可があつたものとみなされる場合を含む」のではなく、本件は「農山漁村再エネ法第9条第2項適用なので、例えば「農山漁村再エネ法第9条第2項に基づき農地法第5条第1項の許可があつたものとみなされることを条件として」等適正に修正すること。	【NTTアノード】 ご指摘のとおりです。一部削除・修正いたしました。(別紙2(非公開)参照)
2	第1条1. 2 地上権設定書とは何か。	【NTTアノード】 「書」ではなく、「者」です。修正させていただきます。10月11日現在の修正案を参考として添付いたします。(別紙2(非公開)参照)
3	【別紙4】地権者との覚書4行目「農地法第5条第1項の所有権の移転…」、【別紙6】地上権設定契約第1条1. 5 2行目「農地法第5条第1項の所有権移転に係る許可が…」、同第5条5. 1(a)1行目「本農転許可(所有権)の取得…」とそれぞれ記載されているが、今回の再エネ法によるみなしは松川水原太陽光発電事業合同会社の地上権設定が許可みなしの対象であり、クラスタークリーンエナジー3の所有権移転は対象になっていないので、訂正すべきと考える。	【NTTアノード】 ご指摘の通り対応させていただきます。10月11日現在の修正案を参考として添付いたします。(別紙2(非公開)参照)
4	第1条1. 5に、「システムサイトの所有権が地上権設定者からクラスタークリーンエナジー3合同会社に移転することを確認し、…」となっているが、これは設備設置(転用事業)完了後の将来の所有権移転を指すという理解でよろしいか伺いたい。	【NTTアノード】 その通りですが、上記No.3の意見のとおり修正させていただきます。10月11日現在の修正案を参考として添付いたします。(別紙2(非公開)参照)
5	第1条1.5 「農地法第5条第1項の所有権移転に係る許可」とあるが、この度は地上権の設定で所有権移転に係る農地転用許可は取らないのではないかと。また「所有権が地上権設定者からクラスタークリーンエナジー3合同会社に移転」とあるが、設備整備計画認定後(農地転用完了後)地目変更登記を行い、その後所有権移転という理解で良いか。	【NTTアノード】 ご指摘のとおりです。
6	・第1条1.5 …あつたものとみなされる場合を含む。)とあるが括弧の頭「(」が見当たらない。 ・第1条1.5「農山漁村再エネ法第9条第2項に基き農地法第5条第1項の所有権移転に係る許可があつたものとみなされる場合も含む。)(以下「本農転許可(所有権)」という。)を条件として…」において、 ・括弧の引用がおかしい。 ・「所有権の移転」は今再エネ法の適用対象ではないため、この箇所は削除すること。	【NTTアノード】 第1条1.5は削除・修正いたします。10月11日現在の修正案を参考として添付いたします。(別紙2(非公開)参照)
7	第3条3及び第4条4「…地上権者が合理的に要求し得るさらなる行為、文書及び物事のすべてについて、これらを行い、作成し、締結し、若しくは交付し、又はこれらを行わせ、作成させ、締結させ若しくは交付させる。」及び「…地上権者が合理的に要求し得る行為、文書及び物事のすべてについて、これらを行い、作成し、締結し、若しくは交付し、又はこれらを行わせ、作成させ、締結させ、若しくは交付させる。」とあるが意味不明であるので(極めてわかりづらいので)、修正すること。	【NTTアノード】 修正いたしました。10月11日現在の修正案を参考として添付いたします。(別紙2(非公開)参照)

8	・第5条5.1(a)「本農転許可(所有権)の取得」とあるが、この度は地上権の設定で所有権移転に係る農地転用許可は取らないのではないか。 設備整備計画認定後(農地転用完了後)地目変更登記を行い、その後所有権移転という理解で良いか。 ・第5条5.1(a)「本農転許可若しくは本農転許可(所有権)の取得又は…」とあるが、「所有権の移転」は今再エネ法の適用対象ではないため、所有権に係る文言は削除すること。 ※「本農転許可若しくは本農転許可(所有権)の取得又は…」	【NTTアノード】 ご指摘のとおりです。削除修正いたします。10月11日現在の修正案を参考として添付いたします。(別紙2(非公開)参照)
9	第7条7.3「本契約の存続期間中に本契約が終了」とは何か。契約期間中の解除(解約)ということか。	【NTTアノード】 その通りです。
10	第7条7.4「地上権者が原状回復を行わない場合…」とあるが設備整備者は、協議会における協議結果に即し、発電設備の撤去に係る費用の負担、確保の方法、原状回復の方法を設備整備計画に記載する必要がある。市基本計画では、発電事業者が原状回復の義務を負うとされており、責任の所在が曖昧にならないか。	【NTTアノード】 本事業着手後は、いかなる場合においても原状回復義務が事業者側にあることとを条文化したものであり、あいまいなものにはならないと判断いたします。

(3)スケジュールについて

No.	内容	回答
1	・現在、事業者が想定している、設備整備計画認定申請から市経由県協議、大臣協議、農業委員会への意見聴取、認定、着工等までの一連のスケジュールを示していただきたい。※ただし、これを約束するものではないことに留意 ・回答(7)1 事業者は時間のロスが収益に与える影響が大きいとの説明だったと記憶。一方、計画案が二転三転しておりスケジュール感がわからない。事業者がイメージする認定時期を行政と共有してほしい。	【NTTアノード】 ①意見・回答完結後、②住民説明会、③市・県・国の事前審査、④申請受付、⑤農業委員会意見聴取、11月末日認定、12月上旬にその他必要な許認可や届出を提出した上で12月初旬の工事着工を目指しています。

(4)図面について

No.	内容	回答
1	回答(2)No.1の【別紙1】基本計画図が変更前のものになっているので、変更後の図面とされたい。	【NTTアノード】 差し替えさせていただきます。(別紙3(非公開)参照)
2	基本計画図及び流域図の表題に松川町水原太陽光発電事業とあるが松川水原太陽光発電事業ではないか。名称は統一してほしい。	【NTTアノード】 松川水原太陽光発電事業が正しいので統一いたします。
3	事前着工区域図について、削除用地とはなにか。設備整備計画に含まれないとの理解で良いか。畑地も含まれるようだが、農地転用対象外との理解で良いか。	【NTTアノード】 設備整備計画には含まれておりますが、地形上の問題から設備の設置を行わない土地です。畑地は含まれていません。

(5)クラスターグリーンエナジー3合同会社の所有権取得について

No.	内容	回答
1	クラスターグリーンエナジー3合同会社の所有権取得について、回答(4)No.1で「農転対象地(7筆)は、クラスターグリーンエナジー3合同会社は、後日地目変更後に所有権を取得」と記載されているが、この後日地目変更後とは、設備設置(転用事業)完了後という理解でよろしいか伺いたい。 ※「権利関係の移動について」の③にも同様の記載あり	【NTTアノード】 その通りです。そのために事業者単独申請としたものです。

(6) 原状回復・協定書・覚書について

No.	内容	回答
1	「事業終了時の現状回復について」の資料タイトルに「現状回復」とあるが「原状回復」なので、修正すること。	【NTTアノード】 修正いたしました。
2	回答(6)8 設備整備計画申請前に協定書を締結できるという理解で良いか。地域の合意を形成し事業を進める必要があると思料。	【NTTアノード】 説明会にて添付した内容で方向性としては合意頂きつつも協定書のすり合わせに時間を要する可能性があることから期限を設けずに地域との合意形成を進めていきたいと考えております。
3	覚書について、回答(3)のとおり修正されているが、「所有権の移転」は今再エネ法の対象ではないため、削除すること。 ※「・・・において、・・・再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第9条・・・農地法第5条第1項の所有権の移転及び地上権の設定に係る許可があったとみなされることを前提に」・・・	【NTTアノード】 訂正いたしました。10月11日現在の修正案を参考として添付いたします。(別紙4(非公開)参照)

(7) 事務局の役割、事業者と行政の連携について

No.	内容	回答
1	松川支所や関係部署と連携し対応とありますが、松川支所には資料はなく支所の方もわかりませんと言われました。 事務局説明をお願いします。	【事務局】 市側の対応といたしましては、事務局の環境部と再エネ法協議会に参加しております農政部と、定期的な現地視察を実施し、安全対策や再エネ法協議会で決められた内容に沿った施工状況であるのか確認を行います。 その際には、松川支所と連携し、情報を共有しながら対応することとしており、すでに8月18日に1回目の視察を行いました。(年3回の視察、1回の再エネ法に基づく報告の計4回の確認を実施)
2	市環境課においては、事業の許認可の書類申請を受けるだけなのか確認をしたい。	【事務局】 設備整備計画の認定以降につきましては、施工段階から設備撤去に至るまでの安全対策や事業内容につきまして確認を行い、再エネ法協議会で決められた内容と異なるものと判断される場合には、再度、協議会の開催を検討いたします。
3	福島市再エネ法協議会にて確認された事業の展開における“安全安心”について、協議会にての合意どおりに施工されているかを現地で確認し、指導、監督の責務は、市環境課にはありやなしやを確認をしたい。 仮に指導・監督の責務(現場の確認)がないのであれば、協議会にて確認された“安全・安心”については、誰が、どのような対応で確認するのか教えていただきたい。	【事務局】 上記No.1により、現地視察及び事業者からの報告により確認を行い、再エネ法協議会で決められた内容と異なる場合には、指導を行います。
4	回答(6)1 質問者は行政の担当課と事業者の協議・対応を求めているが、回答は地元の方々と協議するとしており、噛み合わない。地元と事業者と行政の三者が一体になり合意を形成する必要があるのではないのか。	【NTTアノード】 本事業地は、元々畑であった土地です。本件事業が終了した場合は、跡地の利用(原状回復を含む)については、地元の方々、行政と打合せ協議により決定し、実施したいと考えております。当然、植林し山林に戻すということも選択肢の一つです。